

入院したときの食事代（食事療養標準負担額）

入院したときは、食費の一部として食事療養標準負担額（食事代）を負担していただきます。残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	
一般（下記以外の人）	490円（※4）	
・ 70歳未満住民税非課税世帯 ・ 低所得Ⅱ（※1）	過去1年間の入院が90日以内	230円
	過去1年間の入院が91日以上（※3）	180円
低所得Ⅰ（※2）	110円	

※1、2は、「高額療養費」表Ⅱ※5、6参照。

※3 過去1年間の入院が91日以上の場合は、申請により申請時以降の食事代が180円に減額されます（市税「課税」世帯の間の入院日数は「90日」に算入できません）。

※4 指定難病の人や小児慢性特定疾病の人は、280円となります。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の交付申請手続きは不要となりますので、ぜひご利用ください。

※過去1年間の入院が90日以上で食事代の減額を希望する場合は、申請が必要です。